

西宮市営住宅等自動車駐車場運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）

第3条第2項の規定により設置する駐車場の管理について条例第5章に定めるもののほか必要な事項を定める。

(用語の定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 本来使用者 条例第56条第2項に規定する条件をみたす駐車場使用者をいう。
- (2) 本来使用者（店舗） 条例第56条第3項に規定する条件をみたす駐車場使用者をいう。
- (3) 市営住宅 条例第2条第1項第2号から第7号までに規定している住宅をいう。
- (4) 入居者等 名義人又は同居承認を受けて入居している者をいう。
- (5) 車検証 自動車検査証（登録事項等証明書）をいう。
- (6) 目的外使用 地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用をいう。
- (7) 目的外使用者 目的外使用により駐車場を使用することができる者をいう。
- (8) 駐車場使用料等 駐車場の使用料、延滞金及び徴収金をいう。
- (9) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。

(使用申込者の資格)

第2条 本来使用者は、次の各号すべての要件をみたす者とする。

- (1) 市営住宅の入居者等であること。
- (2) 当該駐車場を使用しようとする自動車の所有者及び使用者であり、車検証に所有者及び使用者として記載されていること。
- (3) 入居している市営住宅を条例第46条に基づく明渡し請求されていないこと。
- (4) 入居している市営住宅の家賃・割増賃料等を滞納していないこと。（延滞金・徴収金を含む。）ただし、供託は滞納とみなす。
- (5) 過去に使用していた駐車場使用料等又は、過去に入居者等であった市営住宅の家賃・割増賃料等を滞納していないこと。
- (6) 入居している市営住宅に住民登録をしていること。
- (7) 暴力団員でないこと。

2 申込みが認められる駐車場は、申込者が入居している市営住宅に附属する駐車場に限る。ただし、別表第1で掲げる市営住宅の入居者等は、同表中各地区に定める駐車場の使用を申し込むことができる。

- 3 駐車場の使用が認められる区画数は、原則として1戸の市営住宅につき1台とする。ただし、市営住宅の入居者等で店舗等の使用者である場合には、住宅用の駐車場と別に第2条の2の規定に基づき店舗等用の駐車場を使用することができる。
- 4 第1項第2号の規定にかかわらず、次の者については所有者及び使用者とみなすことができる。
 - (1) 車検証に記載されている所有者が、申込者が入居している市営住宅の入居者等である場合。
 - (2) 割賦購入等により車検証に所有者として記載されておらず使用者として記載されている場合。
 - (3) 新規購入により駐車場使用許可後1ヵ月以内に自動車を所有することが確実であると認められる場合。
 - (4) 車検証に所有者として記載されている者から自動車を譲渡されていることが確実であると認められる場合。
- 5 駐車場区画数の空き率が20%を超える場合には、当該駐車場を使用しようとする自動車の使用者であり、車検証に使用者として記載されている者は第1項第2号の規定を充たすものとする。なお、次の各号に定めるものについても同様とする。
 - (1) 車検証に記載されている使用者が、申込者が入居している市営住宅の入居者等である場合。
 - (2) 車検証に所有者もしくは使用者として記載されている者から自動車の使用の権限を与えられたことが確実であると認められる場合。

第2条の2 本来使用者（店舗）は、次の各号すべての要件をみたす者とする。

- (1) 当該駐車場を使用しようとする自動車の所有者及び使用者であり、車検証に所有者及び使用者として記載されていること。
 - (2) 使用している店舗等を条例第64条第2項に基づく明渡し請求されていないこと。
 - (3) 使用している店舗等の使用料を滞納していないこと。（延滞金・徴収金を含む。）ただし、供託は滞納とみなす。
 - (4) 過去に使用していた駐車場使用料等、過去に使用していた店舗等の使用料等を滞納していないこと。
 - (5) 暴力団員でないこと
- 2 申込みが認められる駐車場は別表第2に掲げるとおりとし、申し込む駐車場欄にある駐車場区画の合計の空き率が10%を超えているときに限る。
 - 3 駐車場の使用が認められる区画数は1軒につき1区画とする。
 - 4 第1項第1号に関わらず、次の者については所有者及び使用者とみなすことができる。
 - (1) 割賦購入等により車検証に所有者として記載されておらず使用者として記載されている場合。
 - (2) 新規購入により駐車場使用許可後1ヵ月以内に自動車を所有することが確実であると認められる場合。

(3) 車検証に所有者として記載されている者から自動車を譲渡されていることが確実であると認められる場合。

- 5 駐車場区画数の空き率が20%を超える場合には、車検証に所有者もしくは使用者として記載されている者から自動車の使用の権限を与えられたことが確実であると認められる者は、第1項第1号の規定を充たすものとする。

(目的外使用にかかる使用申込者の資格)

第2条の3 兵庫県住宅供給公社から貸付を受けて設置した駐車場（田近野町駐車場）及び駐車場区画数が10以上あり、契約率が80%を超えない駐車場（別表第3）は、目的外使用により市営住宅の入居者等以外の者に駐車場を使用させることができる。

- 2 目的外使用者は、次の各号すべての要件をみたし、駐車場が必要であると市長が認める者に限る。

- (1) 車検証の所有者及び使用者が当該駐車場の設置されている市営住宅の入居者等でないこと。
- (2) 市内で当該駐車場から半径2km以内に居住もしくは勤務している者。
- (3) 当該駐車場を使用しようとする自動車の使用者であり、車検証に使用者として記載されていること。
- (4) 申込者が過去に使用していた駐車場又は店舗等の使用料等、過去に入居者であった市営住宅の家賃・割増賃料等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員でないこと。

- 3 特に定めのない限り、目的外使用に関する規定は、本来使用者に準ずるものとする。

(運転者の資格)

第2条の4 当該駐車場を使用しようとする自動車を運転することができる者は、次の各号の要件をみたす者とする。

- (1) 使用する自動車を運転することができる運転免許証を所持していること。
- (2) 暴力団員でないこと。

(車種の制限等)

第3条 駐車場を使用できる自動車は、以下のとおりとする。

- (1) 一般駐車場 長さ5.0メートル以下、高さ2.0メートル以下、幅1.9メートル以下で車両重量2トン未満の乗用自動車又は貨物自動車
- (2) 軽四輪専用駐車場 車検証の自動車の種別が軽四輪自動車であるもの
- (3) 一般駐車場2種 長さ5.5メートル以下、高さ2.5メートル以下、幅2.2メートル以下で車両重量3トン未満の乗用自動車又は貨物自動車
- (4) 大型車駐車場 前3号に規定する制限を超える自動車で市長が認めたもの

(使用の申請)

第4条 駐車場の使用を申請する者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 駐車場使用許可申請書（西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。）の別表第14様式第46号）
- (2) 申請する者の運転免許証の写し（他の者に運転させて使用する場合は、その旨の申立書及びその者の運転免許証の写し。ただし、第2条第5項第2号に該当するときは、申立書との併用は認めない。）
- (3) 車検証の写し
- (4) 西宮市営住宅等自動車駐車場使用許可条件承諾書
- (5) 第2条の3に規定する目的外使用に該当する場合は、当該駐車場から2km以内に、居住もしくは勤務を証明できる書類
- (6) 第5条第2項第1号に該当する場合は、その事項が証明できる書類
- (7) 第9条に規定する一時使用に該当する場合は、その事項が証明できる書類及び誓約書

2 前項の書類が不備であるもの、本来使用者にあつては第2条、本来使用者（店舗）にあつては第2条の2、目的外使用者にあつては第2条の3の資格要件をみたさない者、虚偽の記載など不正な申請は無効とする。このことは、後日に発覚した場合においても、同様とする。

(使用者及び駐車場の決定方法)

第5条 使用者及び駐車区画は、原則として抽選により決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、抽選によらないで使用者及び駐車区画を決定することができる。

- (1) 視覚障害・下肢障害・体幹機能障害・内部障害の2級以上の身体障害者手帳を持っている者又は「A」判定の療育手帳を持っている者が入居者等にいる場合。
- (2) 返還等により生じた空き区画の使用申込を受け付ける場合で、使用の申込をする者の数が使用させる駐車区画数を超えないことが明らかな場合。

(使用者の決定)

第6条 条例第57条第2項の規定による駐車場使用者として決定した者に対する通知は、駐車場使用許可決定書（規則の別表第14様式第50号）による。

2 前項の決定には、条件を付することができる。この場合において、当該条件は前項の決定書に記載する。

3 第1項に規定する使用者の許可決定は、原則として第4条に基づき提出した申請書類一式の決裁日から起算して14日以内に行う。ただし、市長が特に認めるときはこの限りではない。

(使用許可の期間)

第7条 駐車場の使用許可期間は、1年とする。ただし、年度途中で使用許可を受けたときは、その使用許可を受けた日から当該年度の末日までとする。

- 2 前項の使用期間の満了の15日前までに本来使用者及び本来使用者（店舗）から何ら意思表示がないときは、さらに1年の更新ができる。また、その後においても同様とする。
- 3 目的外使用者は、使用期間の満了の15日前までに目的外使用の更新申請をしなければならない。ただし、兵庫県住宅供給公社田近野団地4号棟の入居者が田近野町駐車場を使用する場合及び兵庫県営西宮高須鉄筋住宅の入居者が高須町1丁目駐車場を使用する場合は、この限りではない。

（2台目の使用）

第8条 第2条第3項及び第2条の2第3項の規定にかかわらず、駐車場の空き区画数が次の各号のいずれかに該当する場合には、車椅子専用駐車区画を除き2台目の使用を認める。なお、3台目の使用は、原則として認めない。また、別表第1で掲げる駐車場は各地区を1つの駐車場として扱い、別表第2で掲げる駐車場は各欄を1つの駐車場として扱うものとする。

（1）区画数が30未満の場合において、空き区画数が区画数の20%を超えるとき。

（2）区画数が30から59までの場合において、空き区画数が5を超えるとき。

（3）区画数が60以上の場合において、空き区画数が区画数の10%を超えるとき。

- 2 前項の使用を認めるための資格は、次の各号のとおりとする。

（1）本来使用者にあつては第2条第1項、本来使用者（店舗）にあつては第2条の2第1項、目的外使用者にあつては第2条の3第2項に該当していること。

（2）現在使用中の駐車場使用料等に滞納がないこと。

（一時使用）

第9条 第2条第1項第2号の規定にかかわらず、市営住宅の入居者等の介護等のために駐車場が特に必要であると市長が認めるときは、入居者等は入居者等以外が所有する自動車を駐車させるために一時的に駐車場を使用すること（以下「一時使用」という。）ができる。

- 2 第8条の条件をみたし、現在使用中の駐車場の使用者が入居者等の介護等のために自動車を 사용할ことができないことが明らかである場合に限り、現在使用中の駐車場とは別に駐車場の一時使用を認める。ただし、第8条の規定によりすでに2台目の駐車場の使用が認められている者は除く。

- 3 車椅子専用駐車区画については一時使用を認めない。

（使用料）

第10条 本来使用者及び本来使用者（店舗）の駐車場使用料は、規則の別表第8に規定する額とする。

- 2 目的外使用者の駐車場使用料は、規則の規定に基づき積算した別表第3の額とする。
- 3 条例第62条第2項に規定する日割計算において10円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(保証金)

第 1 1 条 市長は、当該駐車場の 3 月分の使用料に相当する金額を保証金として徴収する。

- 2 前項に規定する保証金は、使用許可の取り消し又は返還に際し使用者へ還付する。ただし、未納の使用料、延滞金、及び徴収金があるときは、保証金のうちからこれらを控除した額を還付する。
- 3 保証金には利子を付さない。

(保管場所の証明)

第 1 2 条 市長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号）第 4 条第 1 項に規定する自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。ただし、第 9 条に規定する一時使用を認められた者は除く。

- 2 使用者の請求は、自動車保管場所使用承諾証明書発行願い（様式第 1 号）により行う。
- 3 第 1 項の書面の発行手数料は、3 0 0 円とする。
- 4 駐車場の使用者又は同居者が現在使用している駐車場又は過去に使用していた駐車場使用料等を滞納している場合には、発行することができないものとする。
- 5 車両の新規購入、車両の変更又は車検証に記載されている登録内容の変更等の理由により第 1 項に規定する書面を発行するときは、発行後 1 ヶ月以内に新しい車検証の写しを市長に提出しなければならない。

(承継使用)

第 1 3 条 駐車場使用者は、それぞれ次の各号の要件をみたす者について使用者の地位を承継することができる。

- (1) 本来使用者において、使用者と同居している者で、第 2 条第 1 項の要件をみたす者。ただし、一時使用者においては、第 2 条第 1 項第 2 号を除く。
 - (2) 本来使用者（店舗）において、店舗等の名義承継承認書により名義を承継した者。
 - (3) 目的外使用者において、使用者と同居している者で、第 2 条の 3 第 2 項の要件をみたす者。
- 2 前項の承継使用を受けようとする者は、駐車場使用者名義変更申請書（様式第 2 号）により市長に申請し、許可を受けなければならない。
 - 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
 - (1) 本来使用者において、承継使用許可を受けようとする者の同居承認が短期の条件を付されている場合
 - (2) 車両の変更を伴う場合であって新たに駐車場に駐車しようとする自動車が、第 3 条にかける制限を超えたものであるとき又は運行上支障のあるものであるとき。
 - (3) 使用者が駐車場使用料等を滞納している場合
 - (4) 本来使用者にあつては使用者が入居している市営住宅の家賃・割増賃料等を滞納している、本来使用者（店舗）にあつては使用している店舗等の使用料等を滞納している場合

(5) 前各号にかかげるもののほか、管理上特に支障があると認められる場合

(車両の変更)

第14条 使用者が駐車場に駐車する自動車を変更しようとするときは、次項で定める各号の要件をみたし、変更後の車検証を添付した車種車両番号等変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、第12条第5項により変更後の車検証を提出している者を除く。

2 前項に規定する要件は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 新たに駐車場に駐車しようとする自動車が、第3条にかかげる制限を越えない自動車及び運行上支障がない自動車
- (2) 新たに駐車場に駐車しようとする自動車が、使用者の所有及び使用に係る自動車
- (3) 前各号にかかげるもののほか、管理上特に支障がないと認められる場合

(駐車場の相互交換)

第15条 使用者が駐車場の相互交換を希望するときは、使用者双方の合意の上で駐車区画交換申請書（様式第4号）を市長に申請し、駐車場使用許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可をしないものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 地区が異なる駐車場の交換を行う場合
- (2) 使用者の一方でも、駐車場使用料等を滞納している場合
- (3) 使用者の一方でも、入居している市営住宅の家賃・割増賃料等を滞納している場合
- (4) 本来使用者又は本来使用者（店舗）の駐車場と目的外使用者の駐車場の交換である場合
(田近野町駐車場及び別表第一に掲げる各地区内の交換は除く。)
- (5) その他使用者相互の利便の向上とならないと判断される場合

(駐車場の区画変更)

第15条の2 駐車場の区画の変更を希望するときは、駐車場区画変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、駐車場使用許可を受けなければならない。

2 駐車場使用許可を受けた後、1年間は区画の変更を許可しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 車両の変更に伴い区画を変更する必要があるとき
- (2) その他市長が特に認めるとき

3 第1項の駐車場使用許可を受けようとする者は、それぞれ次の各号の要件をみたす者とする。

- (1) 本来使用者において、第2条第1項の要件をみたす者。ただし、一時使用者においては、第2条第1項第2号を除く。
- (2) 本来使用者（店舗）において、第2条の2第1項の要件をみたす者。
- (3) 目的外使用者において、第2条の3第2項の要件をみたす者。

(駐車場の返還)

第16条 使用者が駐車場を返還しようとするときは、条例第65条の規定に基づき返還しようとする5日前までに駐車場所使用取消届（様式第6号）により市長に届出なければならない。

(使用許可の取り消し)

第17条 規則第53条に規定する駐車場の使用許可を取り消し、明渡しを請求することができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市営住宅駐車場滞納使用料処理要綱に定める明渡し請求基準の駐車場使用料を滞納したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
- (3) 駐車場を故意に毀損したとき
- (4) 正当な理由によらないで使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車したとき
- (5) 30日以上正当な理由によらないで使用しないとき、又は走行不能な自動車を継続して駐車させているとき
- (6) 西宮市営住宅滞納家賃等処理要綱に定める明渡し請求基準の家賃・割増賃料を滞納したとき
- (7) 本来使用者にあつては第2条第1項、本来使用者（店舗）にあつては第2条の2第1項、目的外使用者にあつては第2条の3第2項に定める資格を失ったとき、又は第9条の規定により一時使用が認められた者がその要件をみたさなくなったとき
- (8) 条例又は規則に違反したとき
- (9) 使用許可の条件に違反し、又はこれに基づく指示に従わないとき

(損害賠償責任)

第18条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより、使用者が損害を受けた場合においても、その賠償の責めを負わない。

(再申込の制限)

第19条 第16条の規定に基づき使用許可の取消届を届出した者又は条例第64条の規定に基づき使用許可の取消しを受けた者が入居している市営住宅の入居者等は、取り消し日から6ヵ月経過するまで、駐車場の使用に係る再申込みはできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 車椅子専用駐車区画を返還する使用者が引き続き他の区画で使用を希望するとき
- (2) 一時使用から本来使用に変更するとき
- (3) 本来使用から一時使用に変更するとき
- (4) その他市長が特に認めるとき

(ロボットゲートリモコンの貸与)

第20条 市長はロボットゲートが設置されている駐車場の使用者にロボットゲートリモコンを貸与する。

2 ロボットゲートリモコンの貸与を受けた使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 貸与の際に受領書を提出すること

(2) 保管を適正に行い、他人に譲渡・貸与しないこと

(3) 必要な保守を行い、破損・紛失の際には実費弁償をすること

3 ロボットゲートリモコンの貸与を受けた者が駐車場を使用しなくなったとき、あるいは使用許可の取消しを受けたときは、すみやかにロボットゲートリモコンを返却しなければならない。

4 市は、使用者からロボットゲートリモコンの返却がない場合は、駐車場の返還又は駐車場の取消しがあつた日から14日以内に、ロボットゲートリモコンの使用停止の手続きを行う。

付 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

2 西宮市改良住宅自動車駐車場管理運営要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 15 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 15 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1 地区の設定

市営住宅の名称	地区の名称	駐車場の名称
中殿町 1 号棟 中殿町 3 号棟 中殿町 5 号棟 中殿町 6 号棟 中須佐町 7 号棟 中須佐町 8 号棟 中須佐町 9 号棟 津田町 10 号棟	第 1 地区	西宮市中殿第一駐車場 西宮市中殿第二駐車場 西宮市中須佐駐車場 西宮市津田第一駐車場
森下町 21 号棟 森下町 22 号棟 森下町 23 号棟 森下町 24 A 号棟 森下町 24 B 号棟 森下町 25 号棟 森下町 26 号棟 森下町 27 号棟 森下町 28 号棟 森下町 31 号棟 神明町 32 号棟 芦原町 33 号棟	第 2 地区	西宮市森下第一駐車場 西宮市森下第二駐車場 西宮市森下第三駐車場 西宮市森下第四駐車場 西宮市神明第一駐車場 西宮市芦原第一駐車場 西宮市芦原第二駐車場

備考 第 1 地区は、住宅地区改良事業による地区指定を受けた芦原第 1 地区（津田、中須佐、中殿各町）内における住宅。第 2 地区は住宅地区改良事業による地区指定を受けた芦原第 2 地区（森下、神明、芦原の各町の一部）内における住宅。

別表第2 本来使用者（店舗）の使用できる駐車場

店舗の名称	使用できる駐車場の名称
中殿町1号棟 中殿町3号棟 中殿町5号棟 中殿町6号棟 中須佐町7号棟 中須佐町8号棟 中須佐町9号棟 中須佐町（A） 中須佐町（B） 中須佐町（C） 中須佐町（D） 中須佐町（E） 津田町10号棟 津田町住宅 津田町（A） 青木町（A）	西宮市中殿第一駐車場 西宮市中殿第二駐車場 西宮市中殿町住宅駐車場 西宮市中須佐駐車場 西宮市津田第一駐車場 西宮市津田町住宅駐車場 西宮市青木町駐車場
森下町21号棟 森下町22号棟 森下町23号棟 森下町24A号棟 森下町25号棟 森下町26号棟 森下町27号棟 森下町28号棟 森下町（A） 森下町 神明2号館 神明町32号棟 芦原町33号棟 芦原町（A） 芦原町（B） 芦原町（C） 神祇官町（A）	西宮市森下第一駐車場 西宮市森下第二駐車場 西宮市森下第三駐車場 西宮市森下第四駐車場 西宮市森下町駐車場 西宮市神明第一駐車場 西宮市神明1号館駐車場 西宮市神明2号館駐車場 西宮市神明3号館駐車場 西宮市芦原第一駐車場 西宮市芦原第二駐車場

別表第3 目的外使用を行う駐車場

駐車場名	目的外使用にかかる使用料（月額・円）	備 考
西宮市田近野町駐車場	一般 10,000 軽4輪 7,000	兵庫県住宅供給公社田近野住宅の入居者等に限る。
西宮市田近野町駐車場	一般 12,000 軽4輪 8,400	
西宮市高須町1丁目駐車場	屋外 10,000	兵庫県営高須鉄筋住宅の入居者等に限る。
西宮市高須町1丁目駐車場	屋外 12,000	
西宮市西宮浜4丁目駐車場	屋内 14,000 屋外 12,000	
西宮市甲子園口6丁目駐車場	屋内 15,000 屋外 14,000	
西宮市両度町駐車場	屋内 16,000 屋外 15,000	
西宮市岡田山駐車場	屋外 14,000	
西宮市樋ノ口町2丁目C駐車場	屋外 13,000	
西宮市小松北町1丁目駐車場	一般 14,000 軽4輪 13,000	
西宮市薬師町駐車場	屋外 13,000	
西宮市高畑町駐車場	屋外 15,000	
西宮市大社町B駐車場	屋外 14,000	
西宮市池田町駐車場	屋外 18,000	
西宮市今津巽町駐車場	屋外 14,000	
西宮市上ヶ原十番町駐車場	一般 10,000 軽4輪 7,200	
西宮市弓場町A駐車場	屋内 15,000 屋外 14,000	
西宮市弓場町B駐車場	屋外 14,000	
西宮市甲子園九番町駐車場	屋外 14,000	